

令和6年度 預かり保育事業 自主点検表

- ① 点検項目ごとに、点検結果の該当箇所(いる・いない等)を丸で囲んでください(全点検項目に丸をつけてください)。
 ② 点検結果に応じて、補足記入欄に必要事項を記入してください。
 ③ 点検にあたっては、「点検のポイント」「根拠法令」「確認資料」を参考にしてください。

自主点検項目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
預かり保育事業 設置に関する基準			
(1)在籍する子どもに対して教育・保育を提供していますか。	いる ・ いない	○認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部に在籍する小学校就学前子どもに対して教育・保育を行っていますか。	○施行規則第1条の2第1項第1号 【園日誌】
(2)子どもの年齢及び人数に応じた職員を配置していますか。	いる ・ いない	⇒ ★「いる」を選んだ場合 預かり保育事業 □ 3歳児 15:1(経過措置として20:1でも可) □ 4・5歳児 25:1(経過措置として30:1でも可) ※1/2以上が「保育士」か「幼稚園教諭」の有資格者 ※最低2人 ○配置基準の2人は預かり保育事業に従事している時間は他の業務(クラス担任等)と兼務することはできません。 ○ただし、預かり保育事業を行うにあたって、施設の他の職員(クラス担任等)の支援を受けられる場合は、上記の職員を1人とすることができます。	○施行規則第1条の2第1項第2、3号 【シフト表】 【園児名簿】
(3)施設の区分に応じた基準に準じ、事業を実施していますか。	いる ・ いない	○次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、事業を実施していますか。 イ 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ・幼稚園教育要領 ロ 幼保連携型認定こども園 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ハ 特別支援学校 ・特別支援学校幼稚部教育要領	○施行規則第1条の2第1項第4号
(4)食事の提供を行う場合、必要な設備を備えていますか。	いる ・ いない 該当なし	○食事の提供を行う場合においては加熱、保存等の調理に必要な設備を備えていますか。	○施行規則第1条の2第1項第5号